

平成27年第4回（12月）大磯町議会定例会

議 案 第 78 号 説 明 資 料

平成27年11月27日

大磯町と二宮町との間のリサイクルセンターの整備運営に関する
事務の事務委託に関する協議について

資 料

大磯町と二宮町との間のリサイクルセンターの整備
運営に関する事務の事務委託に関する協議について …………… 1

環境課

大磯町と二宮町との間のリサイクルセンターの整備運営に関する事務の事務委託に関する協議について

○ 概要

リサイクルセンターの整備運営に関する事務の管理執行を大磯町が二宮町から受託することについて、二宮町と協議を行うに当たり、地方自治法第252条の14第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

○ 規約内容

第1条 委託事務の範囲

リサイクルセンターの整備運営に関する事務の管理及び執行を二宮町から大磯町が受託する旨を定めるものです。

第2条 経費の負担及び予算の執行

大磯町が二宮町から受託する委託事務の管理及び執行に要する経費は大磯町の負担とし、経費の額及び交付の時期は、大磯町長が二宮町長と協議して定める旨を定めるものです。

第3条

大磯町長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大磯町歳入歳出予算において分別して計上する旨を定めるものです。

第4条

委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入について定めるものです。

第5条

委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における経費として繰り越して使用する旨を定めるものです。

第6条 決算の場合の措置

決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を二宮町長に通知する旨を定めるものです。

第7条 連絡会議

委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度、連絡会議を開く旨を定めるものです。

第8条 条例等改正の場合の措置

条例等の改正が行われた場合の措置について定めるものです。

第9条 細目

この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、大磯町長と二宮町長とが協議する旨を定めるものです。

施行日 平成28年2月1日